登録冷凍空調基幹技能者講習事務規程

平成22年3月25日

第1章 総 則

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会(以下「日設連」という。) が建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)(以下「施行規則」という。)第18 条の4の規定による登録を受けて実施する登録冷凍空調基幹技能者講習(以下「講習」という。)の実施に関し、施行規則第18条の10の規定に基づき必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で「講習」とは、講義及び試験をいう。

(講習事務の基本方針)

第3条 講習の実施に関する事務(以下「講習事務」という。)は、この規程により、厳正、 確実、かつ、公正に実施するものとする。

(講習事務を行う時間及び休日)

- 第4条 講習事務を行う時間は、休日を除き、午前9時から午後5時までとする。
- 2 講習の実施日に講習事務を行う場合については、前項の規定は適用しない。
- 3 第1項の休日は、次のとおりとする。
 - (1)日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 年末年始12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く)
 - (4) 日設連会長(以下「会長」という。)の定める日。

(事務所の名称及び所在地)

- 第5条 講習事務を行う事務所の名称及び所在地は、次の各号に掲げるところによる。
 - (1) 名 称 日設連
 - (2) 所在地 東京都港区芝公園三丁目5番8号(機械振興会館)

第2章 講習の実施方法等

(講習の日程及び公示方法)

第6条 講習の日程及び公示方法については、日設連のホームページ、機関誌「冷凍空調設備」等に掲載するものとする。

なお、当該講習が国土交通大臣の登録講習であることも併せて掲載する。

(講習の内容等)

第7条 講習は、施行規則第18条の8に規定する基準に適合する方法で、講義及び試験に

より行う。

- 2 講義の科目、内容及び時間は別表1による。
- 3 試験の科目及び内容は別表2による。
- 4 試験の出題は、別表2に定める各科目の内容毎に1題以上出題するものとし、その総数は25問とする。
- 5 試験は、四者択一式の学科試験とし、時間は80分とする。
- 6 受講・受験票を提示しない者は、試験を受験することができない。
- 7 試験時は講習テキスト、ノート類の参照は不可とし、机の上に置いてはならない。
- 8 試験の開催日ごとに試験問題を変更する。

(講習の実施場所等)

- 第8条 講習は、原則として、毎年度1月~6月を上期、7月~12月を下期としてそれぞれの期間内に実施する。
- 2 講習の実施場所は、北海道地区、東北地区、関東地区、北陸地区、東海地区、近畿地区、中国地区、四国地区、九州地区、沖縄地区のうちから、受講希望者数等を勘案して年度ごとに定める。

(講習の実施計画)

第9条 第16条に定める講習委員会は、講習の開催場所、開催日時、受講申込みの受付方 法及び受付時間、その他講習の実施に関する事項を定めた講習実施計画を作成する。

第3章 講習の受講資格

(受講資格)

- 第10条 講習を受講できる者は、次の各号に掲げる項目すべてに該当するものとする。
 - (1) 冷凍空調設備施工の実務経験が10年以上で、うち3年以上の職長経験があること。
 - (2)職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に基づく1級冷凍空気調和機器施工技能士(冷凍空気調和機器施工作業)の資格を有すること。

第4章 講習の申込等

(講習の申込み)

- 第11条 講習の申し込みに当たり、申込者は、以下の書類を提出する。
 - (1) 冷凍空調設備作業業務経歴書 (第1号様式)。ただし、事業主が証明できない場合は、当該経験を証明できる立場の者の証明書とし、受講者本人が事業主の場合は、記載事実に相違ない旨記載した誓約書を添付する。
 - (2)職長(指揮監督者)の経験を証明するものとして、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第60条に規定する教育(職長教育)を受けたことを証する書類を提出すること。
 - (3)冷凍空気調和機器施工(冷凍空気調和機器施工作業)の1級技能検定合格証書

の写し

2 講習を受講しようとする者は、講習受講・受験願書(以下「願書」という)に、前項 に規定する書類と身分を証明する書面等を添付し、日設連に提出するものとする。

(受講審查等)

- 第12条 前条により受講の申込みのあった者に対し、次に掲げる基準に適合する者の受講を認める。
 - (1) 受講の申込者が第10条の規定に該当する者であること。
 - (2) 前条に規定する願書等、必要な書類の提出及び適切に記載されていること。
 - (3) 第13条に規定する受講料が払い込まれていること。
- 2 前項の審査は、願書及び添付書類により行う。
- 3 願書又は添付書類に不備を認めたときは補正を求め、補正できないとき又は受講の資格を有すると認められないときは、理由を付して、願書その他の書類と受講料を返還する。
- 4 第1項の規定により受講が認められ、かつ受講料の納入が確認されたときは、受講者に対し試験会場、集合場所及び受験番号を記載した受講・受験票を交付する。
- 5 受講・受験票を交付すると同時に、原則、講習で使用するテキストを送付する。
- 6 受講者は、受講・受験票を携行し、テキストを持参しなければならない。

(受講料)

- 第13条 受講料の額は39,800円(税込み)とする。
- 2 受講料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。
- 3 既納の受講料は、原則として次に掲げる場合を除き、返却しないものとする。
 - (1) 第12条の審査の結果、受講資格を満たさないと認められたとき
 - (2) 日設連の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (3) 受講者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (4)受講申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取り消しの申し出があったとき

ただし、返却する場合は、受講料から所要の手数料を差し引いた額とする。

第5章 再受験等

(再受験手続き)

- 第14条 第26条の規定により再受験する者は、再受験願書に第25条第2項に規定する講習試験結果通知書の写し及び身分を証明する書面等を添付し、提出するものとする。
- 2 前項の再受験願書の記載に不備がなく、かつ再受験料の納入が確認されたときは、再受 験者に対し試験会場、集合場所及び受験番号を記載した再受験票を交付する。
- 3 再受験者は、再受験票を携行しなければならない。

(再受験料)

- 第15条 再受験料の額は12.500円(税込み)とする。
- 2 再受験料の収納方法については、指定する口座に払い込みするものとする。

- 3 既納の再受験料は、原則として次に掲げる場合を除き、返却しないものとする。
 - (1) 日設連の責に帰すべき事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (2) 受験者の責によらない事由により講習を受けることが出来なかったとき
 - (3)受験申込み後、講習の実施日の3日前までに受講の取り消しの申し出があったとき

ただし、返却する場合は、再受験料から所要の手数料を差し引いた額とする。

第6章 登録冷凍空調基幹技能者講習委員会等

(講習委員会の設置)

第16条 試験問題及び採点基準並びに合否判定基準等について決定するため、施行規則第 18条の6第1項第2号に規定する合議制の機関として、講習委員会を置く。

(講習委員会の業務)

- 第17条 講習委員会の業務は、次に掲げるものとする。
 - (1) 第9条に規定する講習の実施計画の作成
 - (2) 試験問題及び採点基準の決定
 - (3) 試験合否の判定基準の決定及び合否の判定
 - (4) その他登録講習の実施に関する基本的事項についての検討及び決定

(講習委員会委員の構成)

第18条 講習委員会の委員(以下「講習委員」という。)は、施行規則第18条の6第1項第2号イ及び口に該当する者2名以上を含む、5名(うち1名は、平成20年度国土交通省大臣告示第362号の5または6に掲げるもの)以上を以て構成し、委員長1名を置くものとする。

(講習委員の選任)

- 第19条 講習委員は、会長が選任し、委嘱する。
- 2 委員長は、講習委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、講習委員会の職務を統括する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した講習委員が、その職務を代理する。

(講習委員の任期)

第20条 講習委員の任期は、2年とし、再任できるものとする。ただし、講習委員が欠けた場合における補欠の講習委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(講習委員の解任)

- 第21条 会長は、講習委員が次に該当する場合、任期中であっても解任することができる ものとする。
 - (1) 心身の故障のため職務に耐えられないと認められたとき。

- (2) 職務の遂行に適性を欠くと認められたとき。
- (3) 委員から辞任の申し出があったとき

(講習委員会会議及び議決)

- 第22条 講習委員の招集は、委員長が召集し、会議の議長となる。
- 2 会長が必要と認める場合は、委員長に委員を招集させることができるものとする。
- 3 議決事項については、講習委員の過半数をもって決定し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 会議は、講習委員の過半数が出席しなければこれを開き議決することができない。

(試験・講義委員会)

- 第23条 講習委員会の下に、試験・講義委員会を置く。
- 2 試験・講義委員会は、以下の各号の業務を行う。
 - (1) 講習テキストの作成
 - (2) 講義要綱の作成
 - (3) 試験問題案及び採点基準案の作成
- 3 試験・講義委員会の委員(以下「試験・講義委員」という。)の選任、任期、解任、会 議及び議決は、第19条から前条までの規定を準用する。ただし、講習委員会を試験・講 義委員会、会長を講習委員会委員長、委員長を試験・講義委員会委員長、講習委員を試験・ 講義委員と読み替える。

第7章 講習の合否判定

(合否の判定基準)

第 24 条 試験の合否判定基準は、別表 2 に定める試験科目の合計点 6 割以上を標準とし、 試験ごとに講習委員会で決定する。

(合否の判定等)

- 第25条 合否の判定は、講習委員会が行い、会長が決定する。
- 2 合否の判定結果は、試験結果通知書により本人に通知する。
- 3 合格者は、日設連のホームページ等で公表するものとする。

(試験の不合格者の扱い)

第26条 試験の不合格者に対して、最初に不合格した年度の翌々年度までかつ2回まで講 義の受講免除措置を与えるものとする。

(不正手段による受講者に対する措置)

第27条 会長は、不正手段によって講習を受けようとし、又は受けた者に対しては、その 受講を停止し、若しくは合格の決定を取り消すものとする。

(合格基準・試験問題の公表)

第 28 条 合格基準は、日設連のホームページに掲載するものとする。また、試験問題は、 試験終了後、日設連のホームページに掲載するものとする。

第8章 講習修了証の交付等

(講習修了証の交付及び再交付)

- 第29条 会長は、試験の合格者を登録冷凍空調基幹技能者(以下「登録基幹技能者」という。)と認定するとともに施行規則第18条の8に規定する登録冷凍空調基幹技能者講習修了証(第2号様式)(以下「講習修了証」という。)を交付する。
- 2 講習修了証の表面に記載する内容は原則として以下の事項とする。
 - (1)登録基幹技能者講習の種目
 - (2)修了証番号、氏名、生年月日、修了年月日
 - (3) 実務経験を有する建設業の種類
 - (4)(3)の実務経験を有する建設業の種類について、建設業法第26条第1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められること。
 - (5) 登録基幹技能者講習実施機関の名称と印及び登録番号
 - (6) 修了証の有効期限
- 3 講習修了証に記載する修了年月日は、初回の修了年月日とする。
- 4 講習修了証の裏面に記載する内容は原則として以下の事項とする。
 - (1) 表面記載の「有効期限」の期日をもって講習修了証は失効すること。
 - (2) 同条第2項(3) の実務経験を有する建設業の種類について、建設業法第26条第 1項に定める主任技術者の要件を満たす者と認められること。
- 5 前項(3)の記載に当たっては、会長は、第9条第2項(1)により提出された実務の 経験を証明する書類に基づき、建設業法(昭和24年法律第100号)第7条第2号ロ に適合しているかどうかを基準にその建設業の種類を判定するものとする。
- 6 講習修了証の記載事項に、次の各号が生じた場合には、申請者の申請により講習修了証 の再交付をすることができる。
 - (1) 氏名を変更したとき
 - (2) 修了証を亡失や汚損、破損したとき
- 7 登録冷凍空調基幹技能者は、講習修了証を前項の理由により再交付を申請する場合は、 その理由を記載した講習修了証再交付申請書を会長に提出し、講習修了証の再交付を受 けるものとする。
- 8 講習修了証の再交付申請料は、2,200円(税込み)とする。

第9章 講習修了証の有効期限等

(有効期限)

第30条 講習修了証の有効期限は、交付した日から5年間とする。ただし、講習修了証の初回交付の有効期限は、講習修了証交付の日から5年経過後の6月30日(講習修了証交付の日が1月1日から6月30日の場合)または12月31日(講習修了証交付の日が7月1日から12月31日の場合)までとする。なお、この有効期限は、講習修了証の表面に記載するものとし、第32条に定める更新後の講習修了証の有効期限は、前回講習修了

証の有効期限の翌日から起算して5年間とする。

2 登録冷凍空調基幹技能者は、有効期限の前の6ヵ月以内に第32条に規定する更新に係る能力確認試験を受けることにより、有効期限を5年間延長する講習修了証の更新申請をすることができる。

第10章 更新

(更新手続き)

- 第31条 講習修了証の更新申請は、第32条に規定する更新に係る能力確認試験を修了後、 更新申請書を日設連に提出する。
- 2 前項の講習修了証の更新は、有効期限の6ヵ月前より受け付けるものとし、有効期限から3ヵ月を経過した更新申請は受け付けないものとする。
- 3 更新に係る能力確認試験を受験しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 講習修了証更新申請書(様式7)
 - (2) 追加実務経験報告書(様式8)
 - (3) 登録冷凍空調基幹技能者講習修了証の写し
- 4 講習修了証更新申請料は、9,350円(税込み)とする。
- 5 第29条第2項から第4項、及び第6項から第8項の規定は、更新した講習修了証の記載事項について準用する。

(更新に係る能力確認)

- 第32条 講習修了証の更新は、登録冷凍空調基幹技能者として求められる一定の能力水準 が確保されていると確認された者に対して行うものとする。
- 2 更新に係る能力確認の科目、内容は別表3によることとし、関係法令の改正内容、施工管理等の変更内容など、能力担保措置を講ずる目的(既に習得した能力(知識等)の確認及び新たなに付与された能力(知識等))を的確に踏まえた内容とする。
- 3 能力確認の方法は通信教育とし、能力確認試験は四者択一式で前項に定める各科目の 内容毎に1題以上出題するものとする。その総数は10問とする。
- 4 前項能力確認試験の合否判定基準は、合計点6割以上を標準とし、試験ごとに講習委員会で決定する。
- 5 合格判定基準に満たない場合には、再度、通信教育により補習および効果測定(四者択 一式)を実施する。
- 6 合否の判定は第25条第1項に準ずる。
- 7 能力確認試験の問題は定期的に変更するものとする。

第11章 秘密の保持

(秘密の保持)

第 33 条 講習に携わる全ての者は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。 その職を退いた後といえども同様とする。

第12章 財務諸表等の備付け及び閲覧等

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

- 第34条 会長は、毎事業年度経過後3月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及 び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録の作成が されている場合における当該電磁的記録を含む。)を作成し、5年間事務所に備えて置か なければならない。
- 2 講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条の3の10第2項第2号又は第4号の請求をするには、請求1件につき50円(税込み)を支払わなければならない。

第13章 帳簿の記載等

(帳簿の記載等)

- 第35条 会長は、講習に関する次の各号に掲げる事項を記載した帳簿(その作成に代えて 電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を備えなければな らない。また、帳簿は講習の全部を廃止するまで保存しなければならない。
 - (1) 講習又は更新講習の実施年月日
 - (2) 講習又は更新講習の実施場所
 - (3) 受講者の受講番号、氏名、生年月日及び合否の別
 - (4)講習修了証の交付年月日

第14章 講習に関する書類

(書類の保存)

- 第36条 会長は、講習に関する次の各号に掲げる書類を、講習を実施した日から3年間保存しなければならない。
 - (1) 願書及びその添付書類
 - (2)終了した講習の試験問題及び答案用紙

第15章 雑則

(規程の改廃)

第37条 本規程の改廃は、日設連理事会の承認を得て行い、国土交通大臣に届出る。

(講習事務の細目)

第38条 講習事務の実施に必要な細目は、別に定める運営要領、実施細則による。

附 則

- 1 この規程は、平成22年3月26日から施行する。
- 2 この規程は、平成22年9月16日から施行する。
- 3 この規程は、平成26年4月 1日から施行する。

- 4 この規程は、平成27年3月20日から施行する。
- 5 この規程は、平成30年3月23日から施行する。
- 6 この規程は、令和元年5月23日から施行する。
- 7 この規程は、令和2年1月1日から施行する。
- 8 この規程は、令和5年11月16日から施行する。

(経過措置)

- 1 講習修了証の交付を受けた者は第29条第2項(4)の事項の記載を追加することを希望する場合、講習修了証の再交付を申請することができる。
- 2 既に講習修了証の交付を受けている者で、かつ再交付を希望する者に対する改正後の 講習修了証を交付する場合の講習修了証への第29条第2項(4)の記載については、こ の規程の施行後、速やかに対応するものとするが、施行後1年を猶予期間として設ける。
- 3 前項の再交付申請料は、第29条第8項を準用する。